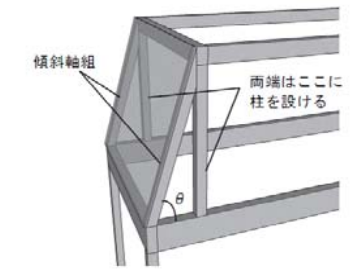


建築確認実践研修 2018年11月19日(月)～22日(木) ご質問及び回答

質問 No.	課目	講習日	質問	回答	公表日
1	鉄骨造	11月19日	P86において、ルート2の柱梁の幅厚比について、適切な評価により緩和との記載がありますが、具体的にどのような評価方法が考えられるでしょうか。	本規定のただし書きでは「鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられた場合」を確認することにより、柱はりの幅厚比規定は適用しないことができます。具体的には例えば、両端がピン(に近い条件)で接合されるはり等で崩壊メカニズム時に塑性状態に達しないとみなせるものは、局部座屈が生じないことを計算で確かめることにより当該はり等に対して幅厚比規定を適用しないことができることなどが考えられます。 (技術基準解説書P361、審査マニュアルP545参照)	12月12日
2	木造	11月19日	P24 N値計算法では、接合部に生じる引張力を求め、余裕のある接合部の設計をするべきとの話がありましたが、P45の柱軸力算出時に壁倍率が7を超えた場合も、超えた数値を用いるべきでしょうか。	ご質問の内容に関する考え方ですが、「2015年構造設計Q&A集」(発行:(一社)日本建築士事務所協会連合会) p.178において、「N値計算法では、柱頭又は柱脚に必要とされる引張力を求める方法の一つであるため、壁量計算とは別物と考え、接合部に生じる引張力を求め余裕のある接合部の設計をするべきである。」との記載があるので参考にしてください。	12月12日
3	木造	11月19日	P37 の傾斜軸組の θ はどの部分でしょうか。	「木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2017年版)」(企画発行:(公財)日本住宅・木材技術センター)P82の図2.4.5.3(下図)をご参照下さい。 	12月12日

質問 No.	課目	講習日	質 問	回 答	公表日
4	木造	11月19日	資料P.38下に記載がある「壁に開口を設ける場合の仕様」について、許容応力度計算に限らず、仕様規定(令46条など)も同様に取扱いしてもよいのでしょうか？仕様規定に適用できない場合、面材である耐力壁の開口はどの程度まで許容されるのでしょうか？	「木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2017年版)」(企画発行:(公財)日本住宅・木材技術センター)において、許容応力度計算を行う場合として記載されている内容なので、仕様規定に適用できるかは明確ではありません。	12月12日
5	木造	11月19日	スイッチボックスが複数並ぶ場合など、補強を要しない12t以下かつL/6以下の開口が複数あり、近接するとき、RC造の耐力壁の様に、包絡の考え方を用いて、1の開口と見做す必要があるのでしょうか？1の開口と見做して、L/2を超えた場合、グレー本に記載がある補強と同様に扱ってもよいのでしょうか？	1の開口と考えられる場合は、1の開口とする必要があります。	12月12日